

広島県告示第十三号

昭和四十六年広島県告示第五百九十号（農地法施行令第二条第一項前段の算定方法に代わるべき算定方法の定め）は、廃止する。

なお、農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十七号）の施行の日前に、同法による改正前の農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号。以下「旧農地法」という。）第三十七条の規定により買受申込書の提出があつた場合における農地又は採草放牧地及び当該農地又は採草放牧地の附帯施設（旧農地法第三十六条第二項に規定する附帯施設をいう。）の売渡しについては、なお従前の例による。

平成二十二年一月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦